

**全国厚生労働関係部局長会議  
年金局 説明資料**

**平成31年1月18日  
厚生労働省年金局**

# 目次

## I 制度部門

|               |       |    |
|---------------|-------|----|
| 1. 公的年金制度について | ..... | 3  |
| 2. 社会保障協定について | ..... | 14 |
| 3. 私的年金制度について | ..... | 16 |

## II 事業部門

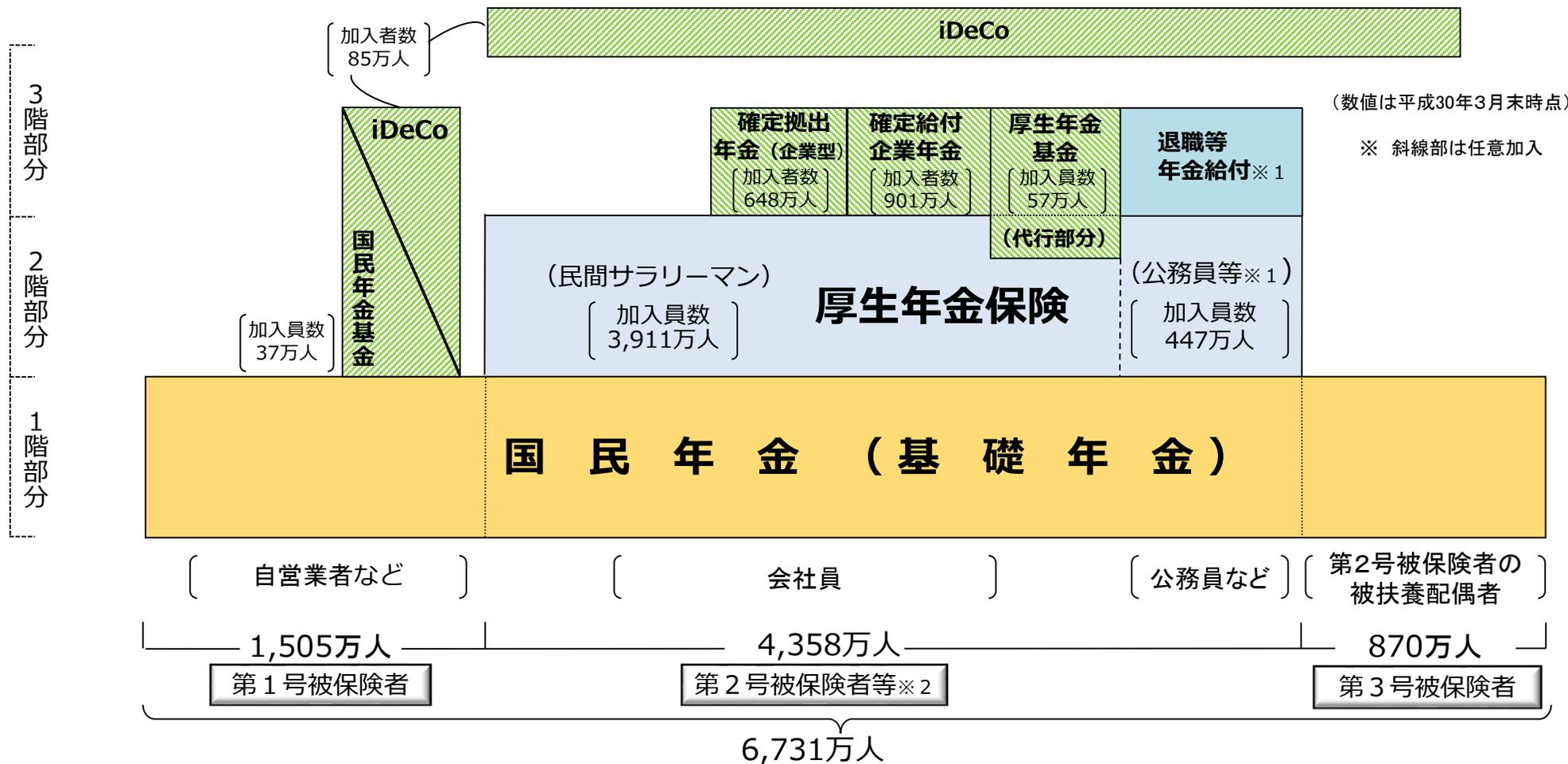
|                                      |       |    |
|--------------------------------------|-------|----|
| 1. 年金生活者支援給付金について                    | ..... | 24 |
| 2. 20歳前障害基礎年金の事務の変更について              | ..... | 32 |
| 3. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の<br>保険料の免除について | ..... | 34 |
| 4. 国民年金保険料の収納対策等について                 | ..... | 37 |
| 5. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について             | ..... | 40 |
| 6. 年金受給者の居所登録について                    | ..... | 45 |
| 7. 国民年金等事務取扱交付金について                  | ..... | 49 |

# I 制度部門

# 1. 公的年金制度について

# 年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

# 公的年金の規模と役割

## 国民

○公的年金加入者数(28年度末) 6,731万人

第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者



1,575万人



4,266万人



889万人

○受給権者数(28年度末) 4,010万人

・老齢基礎年金 (28年度)  
平均額:月5.5万円

・老齢厚生年金  
1人あたり平均額:月15.0万円  
(基礎年金を含む)



## 保険料

38.5兆円 (平成30年度予算ベース)

国民年金保険料 : 16,340円(H30.4~)  
厚生年金保険料率: 18.3%(H29.9~)(労使折半)  
Ex) 標準報酬月額が34万円であれば、31,110円  
(=34万円×18.3%×1/2)を、本人が月々負担。  
※数値は民間被用者(第1号厚生年金被保険者)のもの

## 年金給付

55.1兆円 (平成30年度予算ベース)

参考) 国の一般歳出  
58.9兆円(平成30年度予算)

## 年金制度

国民年金  
厚生年金

年金積立金資産額  
(国民年金、厚生年金)  
(平成29年度末)  
164.1兆円(時価ベース)

## 国等

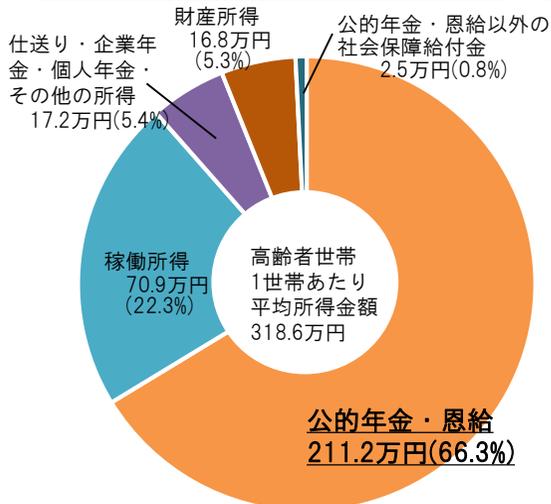
年金への  
国庫負担

12.7兆円  
(平成30年度  
予算ベース)

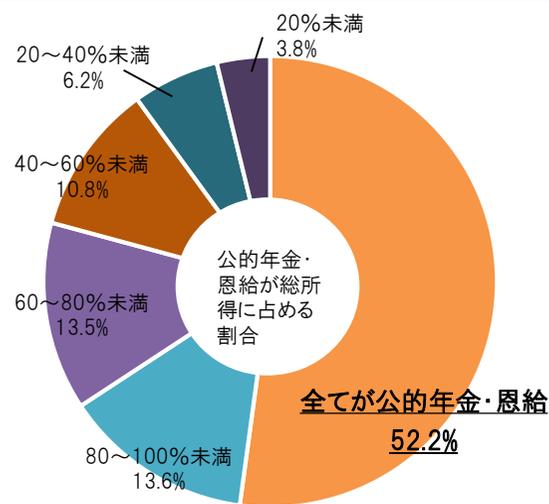
※ 保険料額・年金給付額・国庫負担額(平成30年度予算ベース)については、共済年金を含む公的年金制度全体の額を計上

## 年金の役割

### 年金は高齢者世帯の収入の約7割



### 5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



### 地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

| 都道府県名 (高齢化率) | 対県民所得比 | 対家計最終消費支出比 |
|--------------|--------|------------|
| 鳥取県(31.0%)   | 18.5%  | 21.1%      |
| 山口県(33.4%)   | 17.4%  | 22.9%      |
| 秋田県(35.6%)   | 17.2%  | 20.0%      |
| 島根県(33.6%)   | 17.1%  | 22.7%      |
| 奈良県(30.3%)   | 16.6%  | 18.2%      |
| 愛媛県(32.1%)   | 16.6%  | 20.1%      |
| 高知県(34.2%)   | 16.2%  | 19.8%      |

高齢化率:総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在)  
都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成27年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)  
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成27年度)

(注)両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

(資料)平成29年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

# 公的年金制度とライフコース



働き方・暮らし方に応じて加入

国民年金  
(第1号被保険者)

[ 自営業者・大学生等 ]



厚生年金  
(第2号被保険者)

[ 会社員・公務員等 ]



国民年金  
(第3号被保険者)

[ 専業主婦等 ]



(20歳から) 保険料が払えない時は免除制度あり

毎月16,490円(定額)  
を負担

(原則60歳まで) ※平成29年度

(就職から) 転職、暮らしの変化等

月給の18.3% 負担  
(半分は会社が負担)

(退職まで) ※平成29年9月~

(20歳から)

負担なし(第2号  
被保険者全体で負担)

(60歳まで)

(65歳から)

月約65,000円(満額)  
(基礎年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

月約154,000円(平均)  
(基礎年金+厚生年金)

(亡くなるまで)

(65歳から)

月約65,000円(満額)  
(基礎年金)

(亡くなるまで)

厚生年金  
(所得比例)

基礎年金(定額)

基礎年金(定額)

基礎年金(定額)

【現役時代】  
保険料を負担

【引退後】  
年金を受給

# GPIF 平成30年度第2四半期運用結果

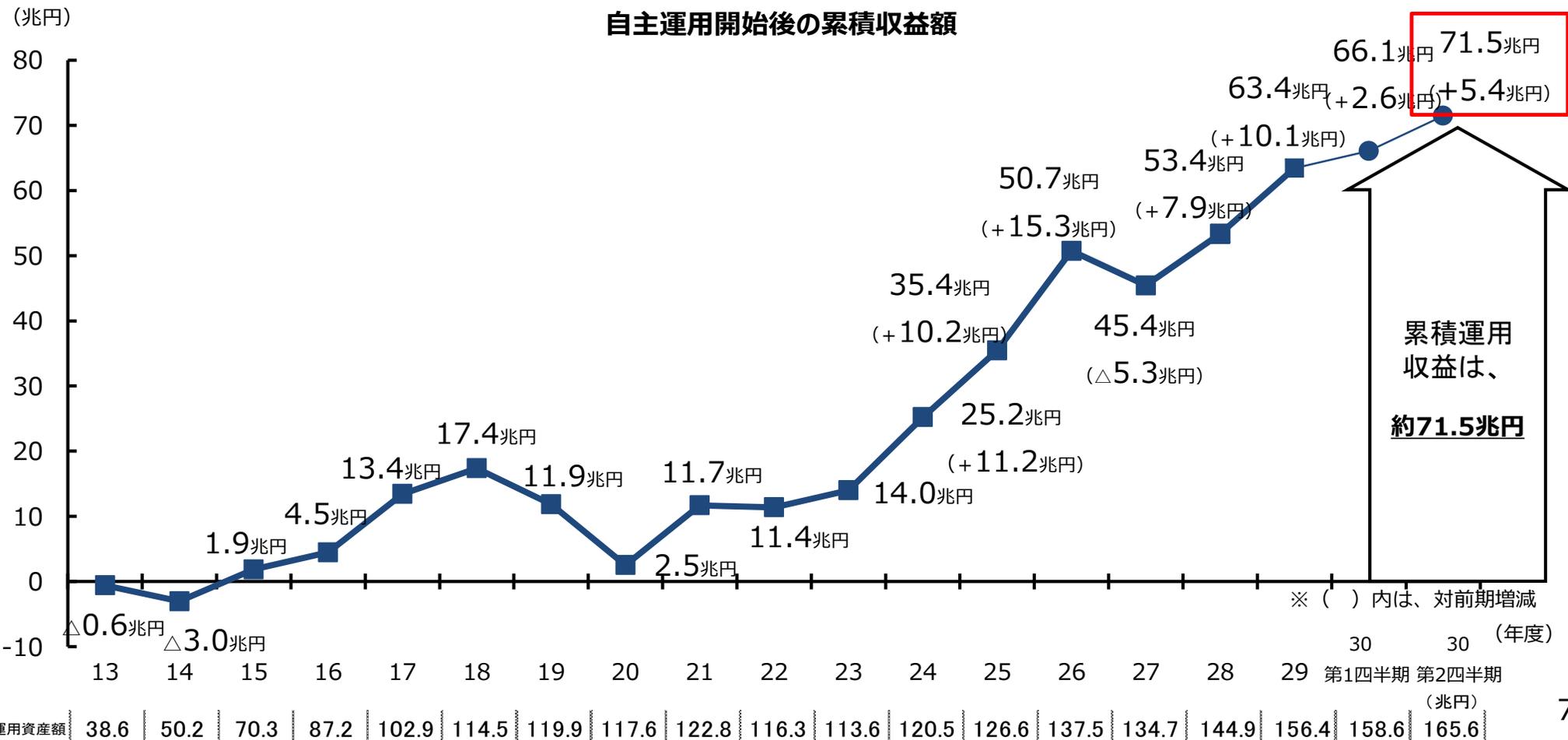
■ 平成30年度第2四半期の運用収益は、内外株式の価格上昇の影響等から、以下のとおりとなった。

- 収益率 3.42%
- 収益額 5.4兆円

※ 平成30年度第2四半期のインカムゲイン（利子・配当収入）は、約0.6兆円。

※ 平成30年度通期（4月～9月）の収益率は5.13%、収益額は約8.0兆円。

■ 自主運用開始以降の収益率は+3.33%（年率）、累積運用収益は約71.5兆円。



# 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要（平成28年12月）

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

### 2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

### 3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

(1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

(2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

### 4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

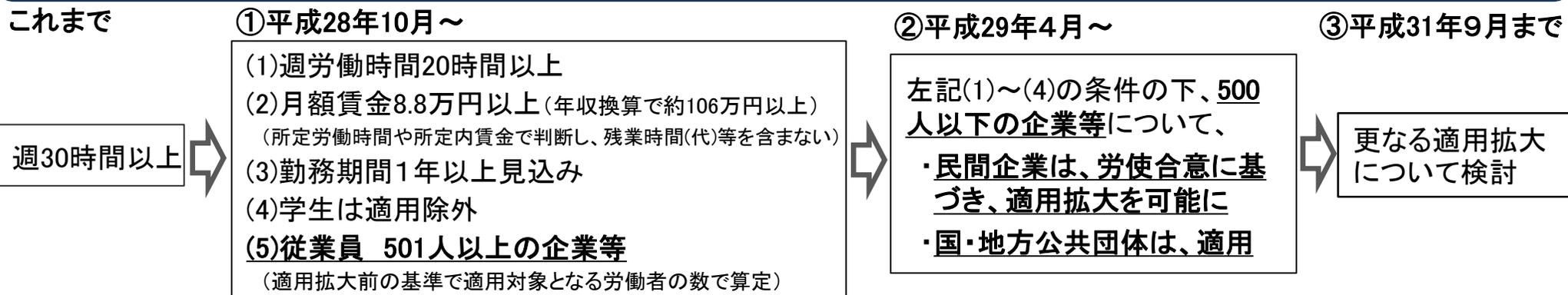
### 5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

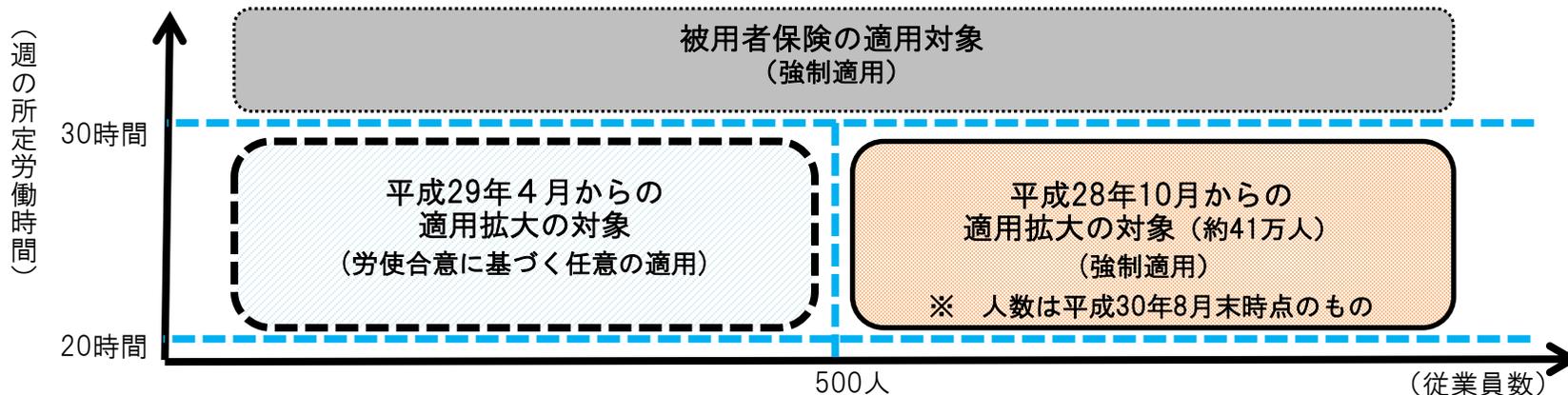
# 短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (平成28年10月～) **501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (平成29年4月～) **500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、**短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ (平成31年9月までに) **更なる適用拡大について検討**を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



# 適用拡大に関する検討規定

## 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日法律第62号）

（検討等）

第二条（略）

2 政府は、**短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、平成三十一年九月三十日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。**

## 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年12月13日法律第112号）

（公的年金制度）

第六条（略）

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方
- 二 **短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大**
- 三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- 四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

## 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年12月26日法律第114号）

（検討）

第二条 政府は、この法律の**施行後速やかに**、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項**その他必要な事項（次項に定める事項を除く。）**について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

2（略）

## 第2 分野別の基本的施策

### 1 就業・所得

（略）現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65歳を超えても、70代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわらず希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。（略）

### （2）公的年金制度の安定的運営

#### イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の受給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65歳より後に受給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める。

#### ウ 働き方に中立的な年金制度の構築

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案しつつ、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を着実に進める。

## 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

### （1）社会保障

#### （生涯現役、在宅での看取り等）

働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度※の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。

（略）

※ 被用者保険の更なる適用拡大

# 年金部会における当面の議論の進め方

第1回社会保障審議会年金部会  
2018年4月4日

資料1

|       | 年金部会  | 年金財政における経済前提に関する専門委員会  | その他の予定  |
|-------|---|--|---|
| 4月以降  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの制度改正のレビュー</li> <li>○ 財政検証の役割・スケジュール等</li> <li>○ 年金数理部会「公的年金財政状況報告（平成28年度）」</li> <li>○ 諸外国の年金制度の改革動向 等</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">専門委員会の報告①</span> ←         </p>   | <p>※ 昨年7月に第1回を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヒアリング等</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">議論の整理</span> </p>  |   |
| 本年秋頃  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保障改革プログラム法の検討事項に沿ってフリーディスカッション             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マクロ経済スライドのあり方</li> <li>・ 被用者保険の適用拡大</li> <li>・ 高齢期の就労と年金</li> <li>・ 高所得者の年金給付と課税 等</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">専門委員会の報告②</span> ←         </p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討作業班における検討（パラメーターの設定など）</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討作業班からの報告</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">基本的な考え方とりまとめ</span> </p> | <p style="text-align: center;">（独）労働政策研究・研修機構が労働力需給の推計を公表</p> |
| 来年1月頃 |   |  | <p style="text-align: center;">内閣府が中長期試算を公表</p>               |
| 来年春頃  | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">専門委員会の報告③</span> ←         </p> <p style="text-align: center;"> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">↑</span><br/> <span style="font-size: 2em;">⇄</span><br/> <span style="font-size: 2em;">↓</span> </span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;">厚生労働省における検証作業</span> </p> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">財政検証結果の報告</span> </p> | <p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px 10px;">議論のとりまとめ</span> ←         </p>  |   |

## **2. 社会保障協定について**

# 日・中社会保障協定の概要

## (これまでの経緯)

- ・ 2011年10月、中国において、外国人被用者に対し年金制度への加入が義務づけられ、その結果、日本から中国に派遣される駐在員については、両国の年金保険料の二重負担が生じることとなった。
- ・ 2011年10月より日・中両国間で社会保障協定の交渉を開始、2018年5月に署名、同年11月には我が国の国会で承認された。
- ・ 現時点では協定は未発効(発効日未確定)であるが、中国側とも協力しつつ、協定発効に向けた準備を進めているところ。

## (概要等)

### 双方の制度への強制加入に伴う年金保険料の二重負担の解消

- ◆ 本協定の対象制度は「**年金制度**」のみ<sup>(注)</sup>。また、対象となる者は「**被用者**」のみ。

(注)本協定の対象制度外の医療保険等については、協定発効後も従前通りそれぞれの法令に基づき適用。

- ◆ 相手国に派遣される駐在員は、派遣期間に応じて、いずれか一方の年金制度のみの適用を受ける。

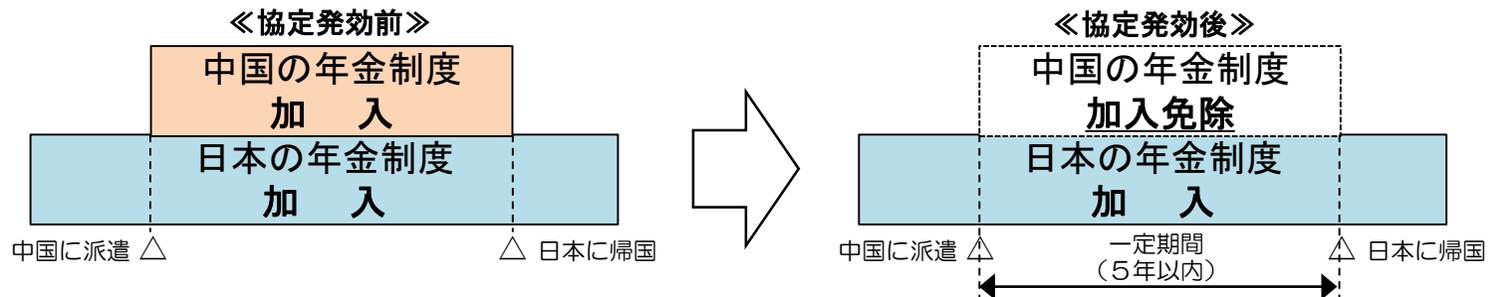
◇ 派遣開始から**5年以内の場合** : **派遣元国**の年金制度にのみ強制加入(派遣先国の年金制度は**加入免除**)

◇ 派遣開始から**5年を超える場合** : 原則として**派遣先国**の年金制度にのみ強制加入

- ◆ 派遣先国の年金制度の加入免除のためには、派遣元国で発給された「**適用証明書**」が必要<sup>(注)</sup>。

(注)「適用証明書」の様式は両国で必要な準備が整った後、協定発効前に日本年金機構ホームページ(www.nenkin.go.jp)に掲載予定。

#### 【日本の企業に勤務する人が中国に一時派遣される場合の例】



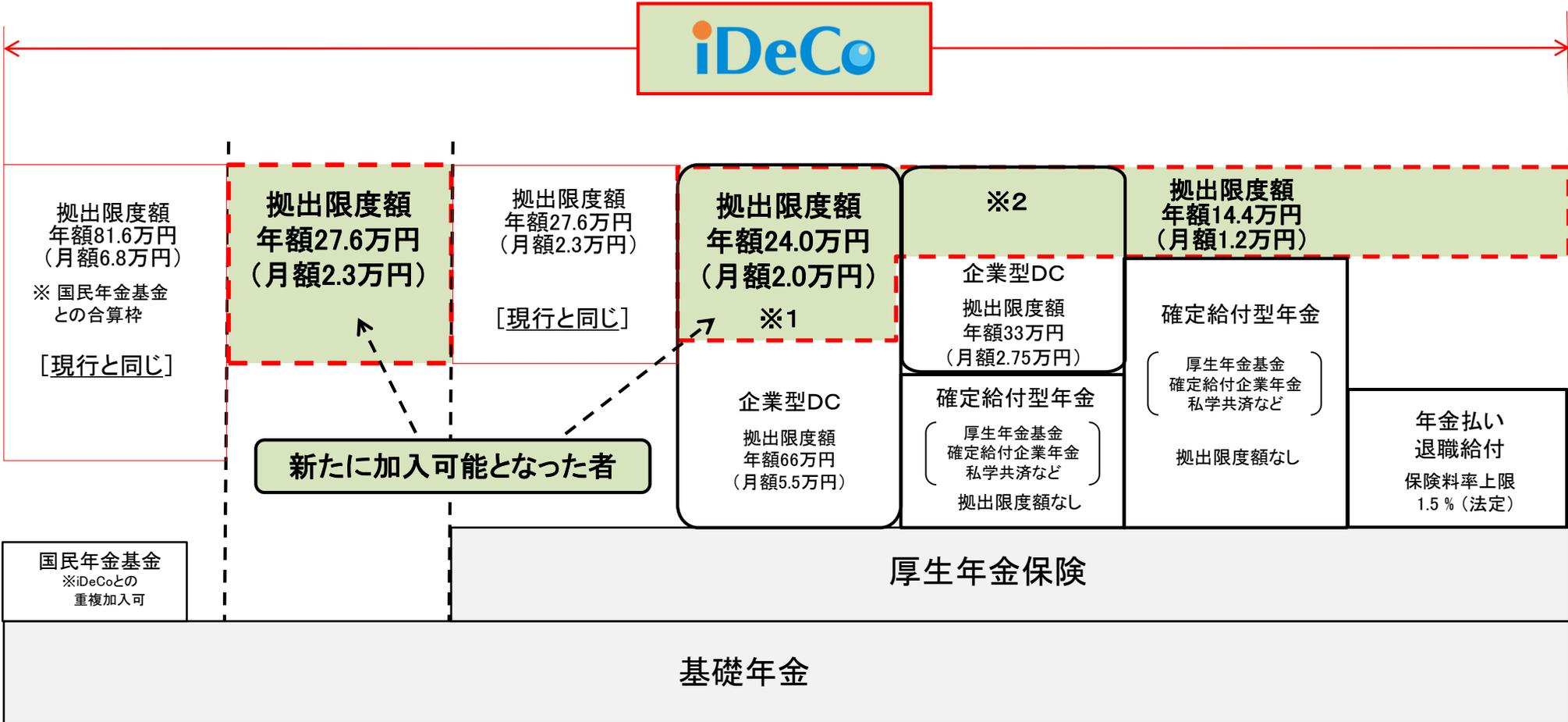
### **3. 私的年金制度について**

# iDeCo の加入可能範囲の拡大(2017.1~)

□ 労働の多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とする。

※企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る。

iDeCo



新たに加入可能となった者

国民年金基金  
※iDeCoとの  
重複加入可

厚生年金保険

基礎年金

自営業者等  
(第1号被保険者)

専業主婦(夫)等  
(第3号被保険者)

会社員  
(第2号被保険者)

公務員等  
(第2号被保険者)

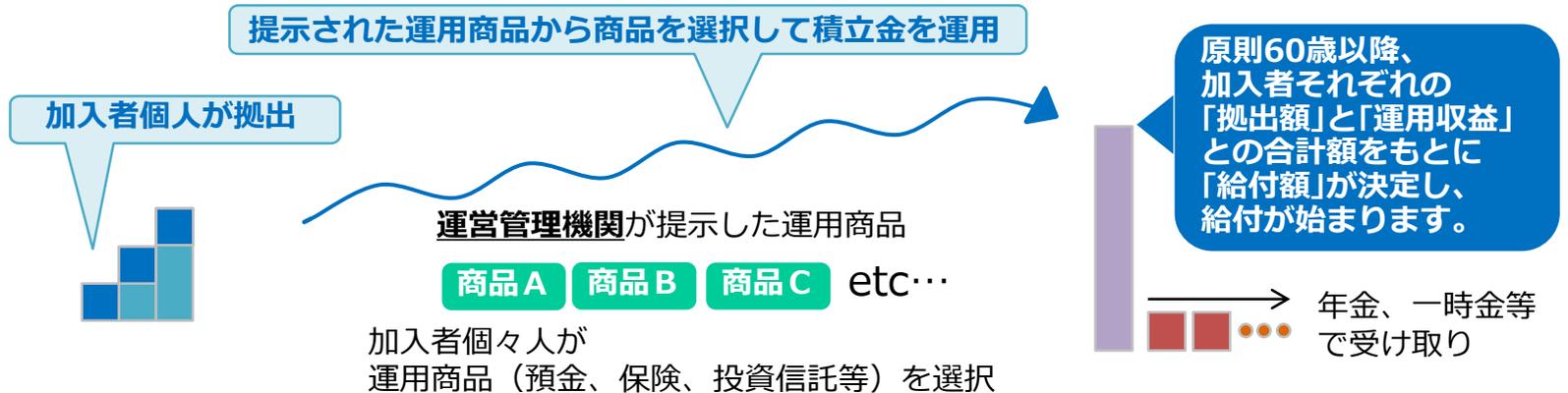
※1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

※2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入を認める。

# iDeCo (個人型確定拠出年金) とは

## iDeCo の仕組み

加入者が自ら定めた掛金額を拠出・運用。原則60歳以降に、掛金とその運用益の合計額をもとに給付額が決定し、給付を受ける制度です。



加入

### 1 掛金を拠出

- ・年1回に限り掛金額の変更可能
- ・運用のみを行い、掛金拠出の停止も可能

### 2 運用

運用商品の配分変更、スイッチングはいつでも可能

### 3 給付

受給開始年齢到達後、給付の請求をしない場合は、引き続き資産を運用することができる。

iDeCo  
3つの  
税制優遇

#### 掛金が全額所得控除 されます

例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円の節税効果となります。

#### 運用益も非課税で再投資 されます

通常、金融商品の運用益には税金(源泉分離課税20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。

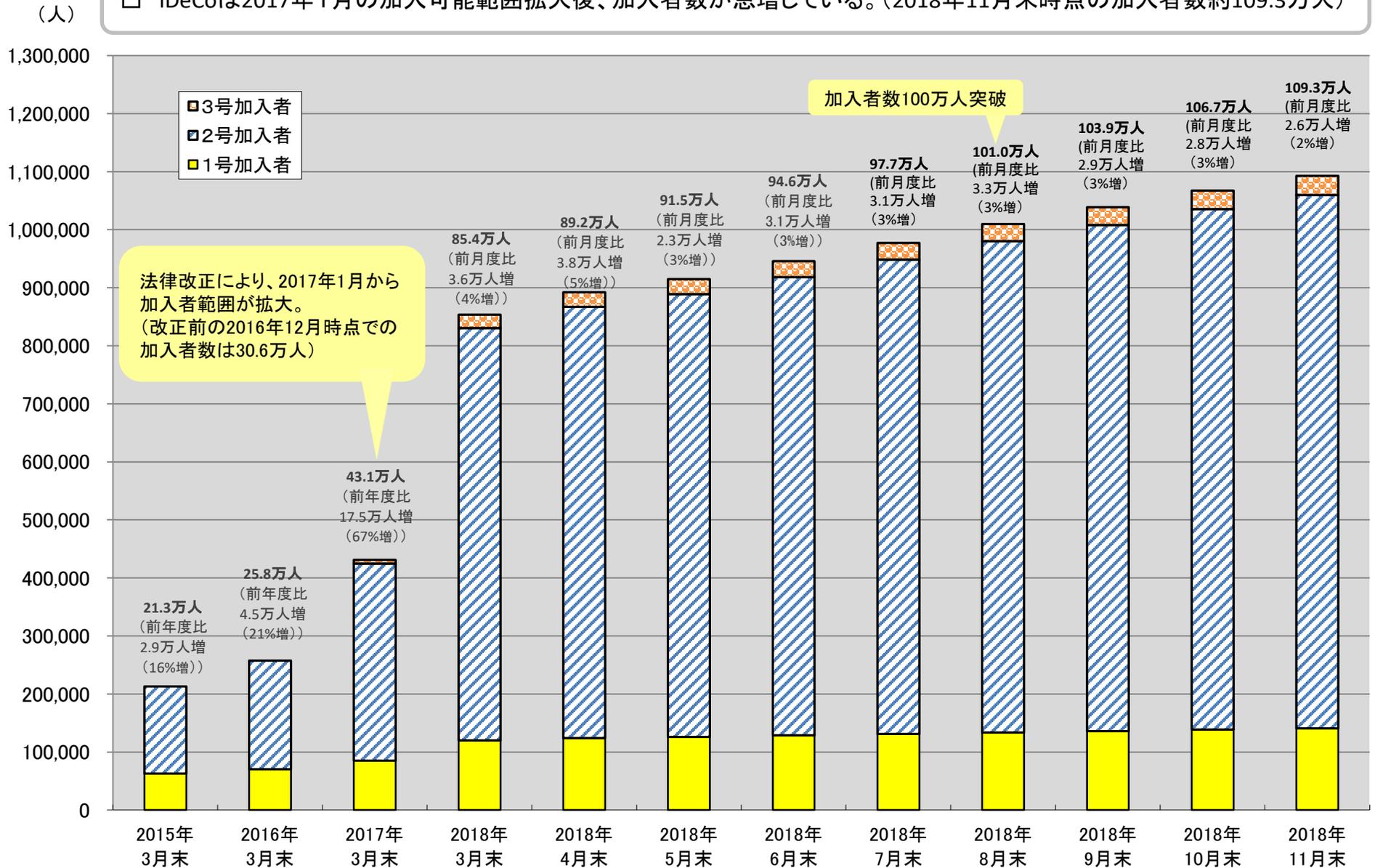
※ 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、平成31年度末まで課税が凍結されています。

#### 受け取る時も税制優遇措置 があります

一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金の場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

# iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者数の推移

□ iDeCoは2017年1月の加入可能範囲拡大後、加入者数が急増している。（2018年11月末時点の加入者数約109.3万人）



□ iDeCoプラスは、企業年金を実施していない中小企業が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、その従業員の掛金との合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（月額2.3万円相当）でiDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するもの。

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 実施手続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小事業主掛金の拠出や掛金額の変更について、国民年金基金連合会及び厚生労働大臣へ届出</li> <li>※申請窓口を国基連に統一</li> </ul>                       |
| 事業主の条件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型DC、DB及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主</li> </ul>  |
| 拠出の対象者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者</li> <li>※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能。</li> </ul> |
| 労使合意   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要</li> </ul>   |

## 中小事業主掛金の拠出方法

- **中小事業主掛金の額は定額**  
※資格に応じて額を階層化することは可能
- **中小事業主掛金の額は、1年間につき、1回に限り変更することが可能。**
- **各加入者の掛金拠出のタイミングに応じた、中小事業主掛金拠出のタイミングを設定することが可能。**



**【中小事業主掛金納付制度】**  
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出。

# 厚生労働省における「職場iDeCo・つみたてNISA」の導入について

## 1 趣旨

職員の在職中から退職後にわたる人生を充実したものとするため、計画的な資産形成が可能なiDeCoとつみたてNISAを、職員自らが生活設計を行うことを支援する制度と位置付け、本制度の導入を通じて、職員の福利厚生を増進を図る。

## 2 対象

厚生労働省本省職員

## 3 実施時期

平成30年10月～

## 4 実施方

### 国民年金基金連合会

職場からの依頼で運営管理機関募集（※）に係る事務手続き等のサポートを実施

①'運営管理機関募集のサポートを依頼（依頼は任意）

### 職場

- iDeCo・つみたてNISAの加入申出の手続き等に関する情報提供(専用ページ等を開設)

#### <掲載内容>

- ✓ iDeCo・つみたてNISAの概要
- ✓ 運営管理機関情報
  - ・運営管理機関名称、照会先
  - ・iDeCo・つみたてNISA加入申込ページ
  - ・投資教材URL等

- 投資教育の機会の提供

#### <提供内容>

- ✓ 省内セミナー等の企画・立案や開催案内を周知等

### 職員

①“職場の募集状況を伝達

①運営管理機関の募集（※）

②「職場iDeCo・つみたてNISA」に関する申出書の提出（※）

- ✓ 職員が直接運営管理機関に申込
- ✓ 金融機関の選択・変更、投資判断、運用商品の選択・変更、掛金・積立額の設定・変更等、自己責任により実施

③ 加入申出書の提出

④ 運用商品や投資教育の提供

### 運営管理機関

#### 【募集要件】

- 職員に対して、iDeCoの投資教育又はつみたてNISAの金融・投資教育を提供すること
- 顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること

#### 【職場に提供する主な内容】

- ・ iDeCo・つみたてNISA加入申込ページ
- ・ 投資教材URL等
- ・ 職場からの要請に基づく省内セミナー等への講師派遣や講演資料等

※運営管理機関である金融機関がつみたてNISAも提供している場合は、iDeCoと合わせてつみたてNISAに関する募集と申出も可能とする。

# iDeCo公式サイト ご案内

『理解促進』と『行動喚起』の役割を担ったiDeCo公式のWEBサイト。  
各運営管理機関の検索や様々なコンテンツを掲載しています。

イデコ公式サイト

検索

<https://www.ideco-koushiki.jp/>

## トップページ



## iDeCoってなに？



● iDeCoの制度概要やメリットをイラストやグラフを使用して説明しています

## マンガ・アニメでわかるiDeCo



● iDeCoがわかるマンガやアニメを掲載しています

## iDeCoカンタン加入診断



● iDeCoに加入できるか、掛金の限度額はいくらか、簡単に診断することができます

## ライブラリ



● iDeCoの各種資料や届出様式の記入例などを掲載しています

## 税制シミュレーション



● iDeCoの税制メリットを年収、年齢、掛金を入力するだけで簡単に試算することができます

## 運営管理機関一覧



● iDeCoの運営管理機関を検索して、各金融機関の連絡先、手数料などを確認することができます

## **II 事業部門**

# 1. 年金生活者支援給付金について

# 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

### 【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※<sup>1</sup>以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※<sup>1</sup> 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

### 【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※<sup>2</sup> × 保険料納付済期間（月数） / 480月

※<sup>2</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

### 【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

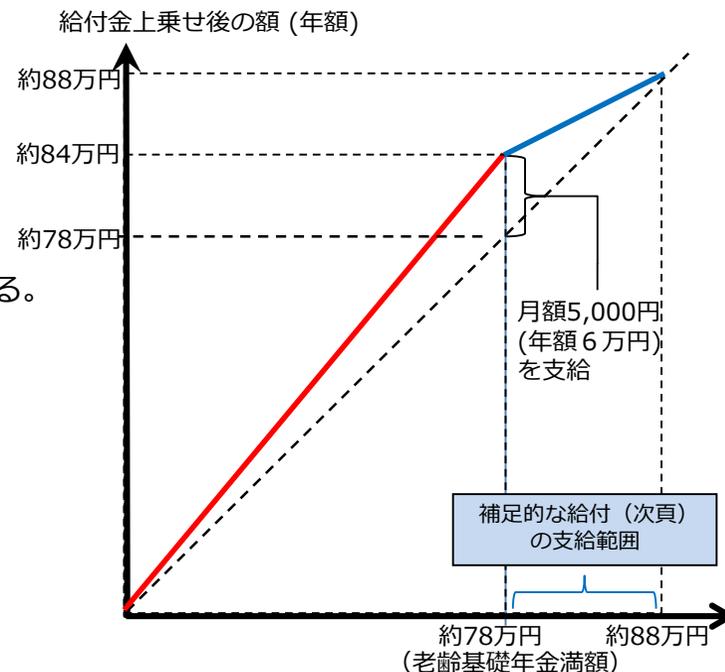
給付額（月額） = 約10,800円※<sup>3</sup> × 保険料免除期間（月数） / 480月

※<sup>3</sup> 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：

| 保険料納付済期間 | 保険料全額免除期間 | 給付金額（月額） | 老齢基礎年金額（月額） | 老齢基礎年金額 + 給付金額（月額） |
|----------|-----------|----------|-------------|--------------------|
| 480月     | 0月        | 5,000円   | 65,000円     | 70,000円            |
| 240月     | 0月        | 2,500円   | 32,500円     | 35,000円            |
| 360月     | 120月      | 6,450円   | 56,875円     | 63,325円            |
| 240月     | 240月      | 7,900円   | 48,750円     | 56,650円            |



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額  
 （注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

## 高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※<sup>4</sup>までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※<sup>4</sup> 平成31年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

【対象者数】 約160万人

## 障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
  - ② 前年の所得※<sup>5</sup>が、462万1,000円以下※<sup>6</sup>であること

※<sup>5</sup> 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※<sup>6</sup> 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ <sup>7</sup> （月額） |
| 障害等級1級の者         | …6,250円※ <sup>7</sup> （月額） |

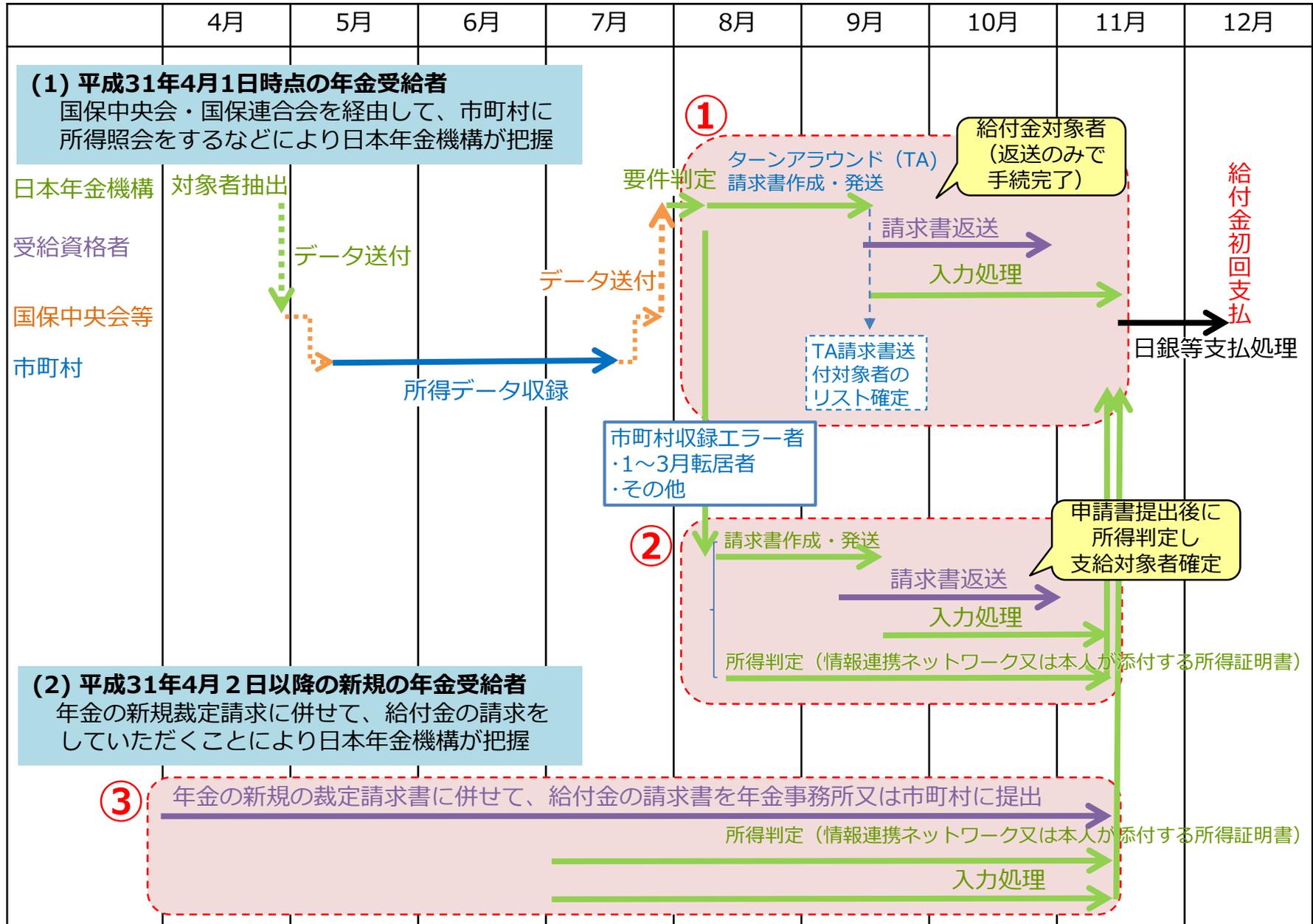
※<sup>7</sup> 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

## その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）  
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

# 施行スケジュール（対象者の把握方法）



# 年金生活者支援給付金の広報スケジュール（案）

○ 平成31年度に、TA請求書の送付時期とあわせ効果的な広報事業を展開予定。

|  | H30年<br>12月 | H31年<br>1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |                   |
|--|-------------|------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------------------|
| <b>申請手続等スケジュール</b>                       |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                   |
| 申請手続（TA請求書）<br>H31.4.1時点の基礎年金受給者         |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 施行                |
|  |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | TA請求書発送、請求受付      |
| 申請手続<br>H31.4.2以降に基礎年金を受給する者             |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 事前受付開始            |
|  |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 年金生活者支援給付金請求書発送   |
| コールセンター                                  |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | （日本年金機構）給付金専用ダイヤル |
| <b>広報事業</b> ※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。      |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |                   |
| 1. 特設サイト<br>（厚労省ホームページ・<br>日本年金機構ホームページ） |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 公開                |
| 2. テレビ広告                                 |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | OA                |
| 3. ラジオ広告                                 |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | OA                |
| 4. インターネット広告                             |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 掲載                |
| 5. ポスター等                                 |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 配布 掲示             |
| 6. ディスプレイ広告                              |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 掲載                |
| 7. 新聞広告                                  |             |            |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 掲載                |

# 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金

[ 平成30年度予算額 4. 2億円、平成31年度予算案 13. 1億円 ]

## (1) 市町村が行う法定受託事務に対する交付

○年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行う予定。

▶ 法定受託事務に必要な費用は国が交付する。政令において、交付金総額の算定の考え方を規定し、その額は以下を合算した額とする予定。

- ① 2,608円（P）を基準として市町村の区域を勘案して定める額に、当該市町村が法定受託事務として事務処理を行う給付金の認定の請求の数を乗じて得た額
- ② 30円（P）に、当該市町村が行う情報の提供に係る年金生活者支援給付金受給資格者の数を乗じて得た額

### ○法定受託事務の内容

1. 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
2. 第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
3. 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
4. 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
5. 遺族基礎年金を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
6. 法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
7. 法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に係るものの受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。
8. 厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者又は給付金受給資格者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うこと。

## (2) 市町村が行う協力・連携に対する交付

○法定受託事務に付随する事務や相談等は、国と市町村の協力のもとに実施する予定。

▶ 協力・連携に係る費用については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定める予定。

### ○協力連携事務の内容

1. 広報誌への掲載 : 制度周知に関する広報記事の広報誌等への掲載
2. 給付金の制度・手続に関する相談 : 給付金の制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談
3. 各種情報提供
  - (1) 所得情報等の提供
  - (2) 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送
  - (3) 情報提供等に必要なシステム開発等
  - (4) 上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供
4. その他地域の実情を踏まえた協力・連携

# (参考) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の算定方法 (案)

- 法定受託事務及び協力連携事務の2つの事務について、以下の算定方法でそれぞれ算出する。(算定額)
- 各市町村への交付額は算定額と現に要した費用(現要額)のいずれか低い額とする。
- 毎年、市町村に事務取扱費の執行状況等に関する決算報告を求め、地方厚生(支)局において決算審査を行う。

## 法定受託事務

- ◆ 年金生活者支援給付金の法定受託事務に係る市町村交付金の額は、政令において、当該年度の算定に当たっての基準単価及び各市町村における算定に当たっての考え方を規定する予定。
  - ① 基準単価(2,608円)を基準として市町村の区域を勘案して定める額に、年金生活者支援給付金の認定の請求を受理した数を乗じて得た額。
    - 認定請求書の受理 :  $\text{基準単価}(2,608\text{円}) \times \text{地域差の係数} \times \text{認定請求書受理件数}$
  - ② 情報提供1件当たりの単価(30円)に、市町村が所得情報等の提供を行った数を乗じて得た額。
    - 所得情報等の提供 :  $\text{基準単価}(30\text{円}) \times \text{情報提供件数}$  ※法の施行の日(平成31年10月1日)以前は、協力連携事務。

## 協力連携事務

- ◆ 現在の国民年金事務と同様に、法定受託事務と整理されない窓口相談業務、各種情報提供等については、年金生活者支援給付金の受給者等に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施する予定。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、予算の範囲内において必要な財政措置を行う。
  - ① 広報誌への掲載 : 実費
  - ② 制度・手続に関する相談 :  $\text{基準単価}(360\text{円}) \times \text{来訪、電話、文書による相談件数}$
  - ③ 各種情報提供
    - 所得情報等の提供 :  $\text{基準単価}(30\text{円}) \times \text{情報提供件数}$  ※法の施行の日(平成31年10月1日)以降は、法定受託事務。
    - 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の回送 :  $\text{基準単価}(165\text{円}) \times \text{回送件数}$
    - 情報提供等に必要なシステム開発等 : 実費
    - 上記の項目に基づく情報提供以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供 :  $\text{基準単価}(115\text{円}) \times \text{情報提供件数}$
  - ④ その他地域の実情を踏まえた協力・連携 : 実費

# (参考) 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の事務の流れ(案)

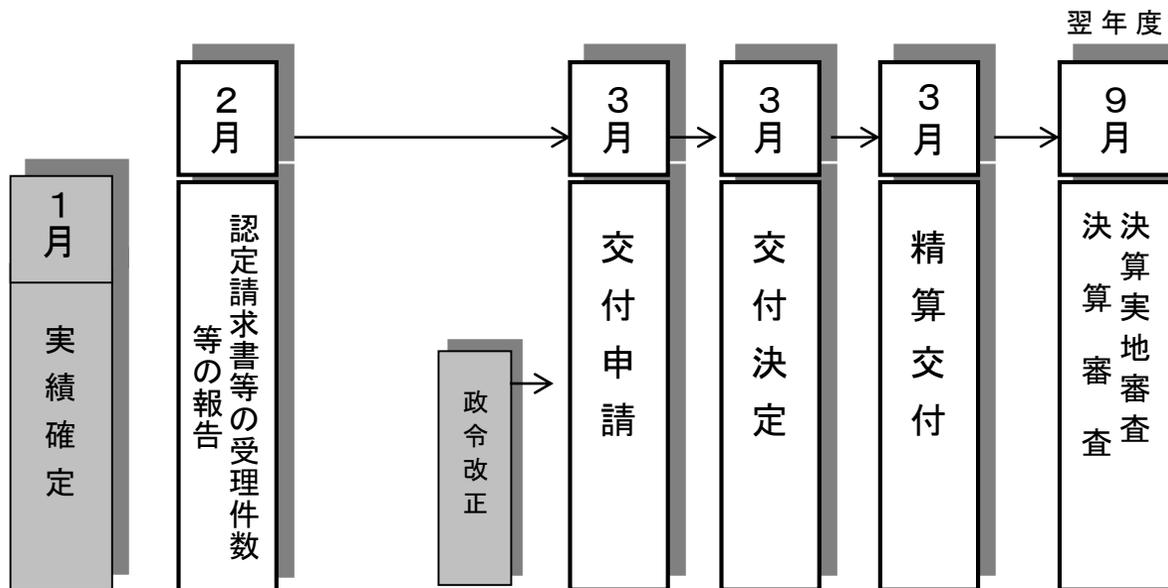
前年度の2月1日～当該年度の1月31日

## 1. 法定受託事務

- (1) 第1号被保険者期間等のみを有する者等の老齢給付金の既定の請求の受理及び当該請求に係る事実の審査等の数
- (2) 第1号被保険者期間に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の既定の請求の受理及び当該請求に係る事実の審査等の数
- (3) 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金にかかる遺族給付金の既定の請求の受理及び等が当該請求に係る審査等の数
- (4) 厚生労働大臣宛てに収入の状況に関する必要な情報の提供を行った件数 等

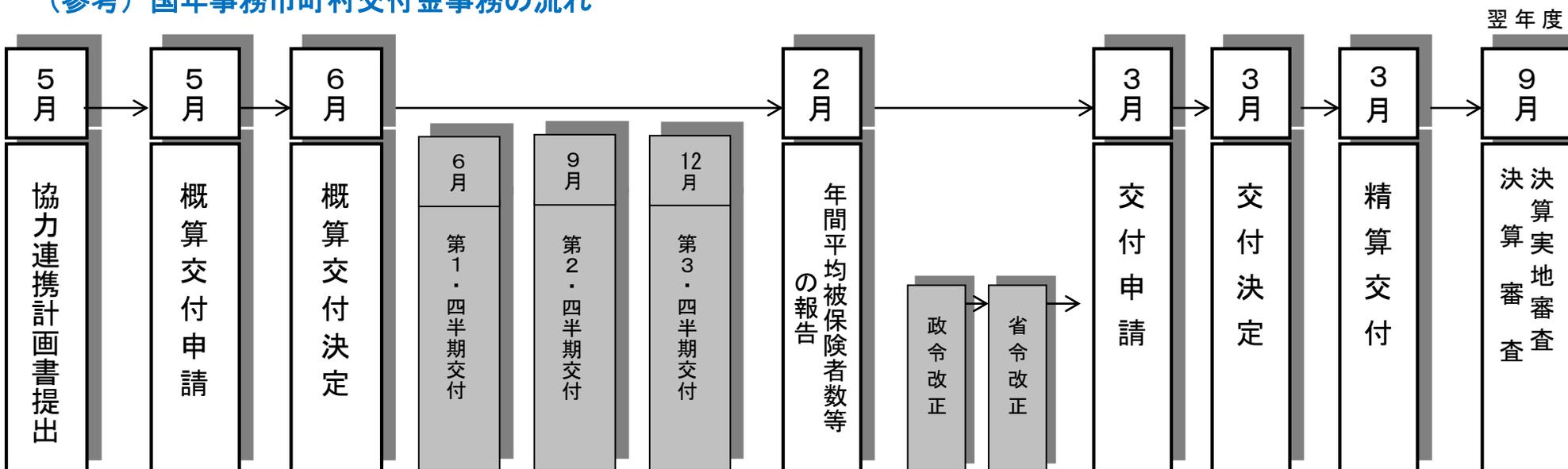
## 2. 協力連携事務

- (1) 制度周知に関する広報記事の広報誌等への掲載費用の額
- (2) 給付金制度の周知に関する相談業務等
- (3) 法定受託事務以外の各種申請書及び届書の回送 等



※給付金に係る市町村交付金については概算交付は行わない予定。

## (参考) 国年事務市町村交付金事務の流れ



## **2. 20歳前障害基礎年金の事務の変更について**

## 現行

### 所得状況届（ハガキ）等

- ◆ 受給者は毎年7月31日までに所得状況届（ハガキ）の提出が必要。
- ◆ 市町村は所得状況連名簿に受給者の所得額を転記。
- ◆ 障害状態確認届が必要な人には、所得状況届（ハガキ）と合わせて6月末に送付、7月31日までに市町村へ提出。

### 障害状態確認届

- ◆ 20歳前障害基礎年金は6月末に送付、提出期限は7月末日。
- ◆ その他障害年金受給者には提出期限を誕生月末日として、提出期限の一月前に障害状態確認届を送付。

### 障害基礎年金（20歳前障基含む）の障害状態確認届の提出先

- ◆ 各事務センターから障害状態確認届送付。
- ◆ 受給者は市町村へ提出。
- ◆ 返信用封筒は同封せず、郵送の場合は受給者自ら封筒を用意し送付。

## 改正後

### 所得状況届（ハガキ）等

- ◆ 所得情報をデータで確認できる受給者は所得状況届（ハガキ）の**提出が不要**。  
（受給者へのお知らせは31年5月頃を予定）
- ◆ 市町村から所得情報のデータが提供されることにより、**所得状況連名簿は廃止**。市町村は連名簿に所得額を転記する作業不要。
- ◆ 所得状況届（ハガキ）が不要となり、7月31日までに障害状態確認届を提出する必然性がなくなるので、他の障害年金と同様に**障害状態確認届の提出期限を誕生月に変更**。

### 障害状態確認届

- ◆ 20歳前障害基礎年金を含め、障害状態確認届の提出期限が誕生月末日に揃ったことから、作成期間を確保するため**提出期限の3个月前に障害状態確認届を送付**。

### 障害基礎年金（20歳前障基含む）の障害状態確認届の提出先

- ◆ 障害厚生年金と同様に障害年金センターから障害状態確認届送付。
- ◆ 受給者は**障害年金センターへ提出**。
- ◆ 返信用封筒を同封予定。

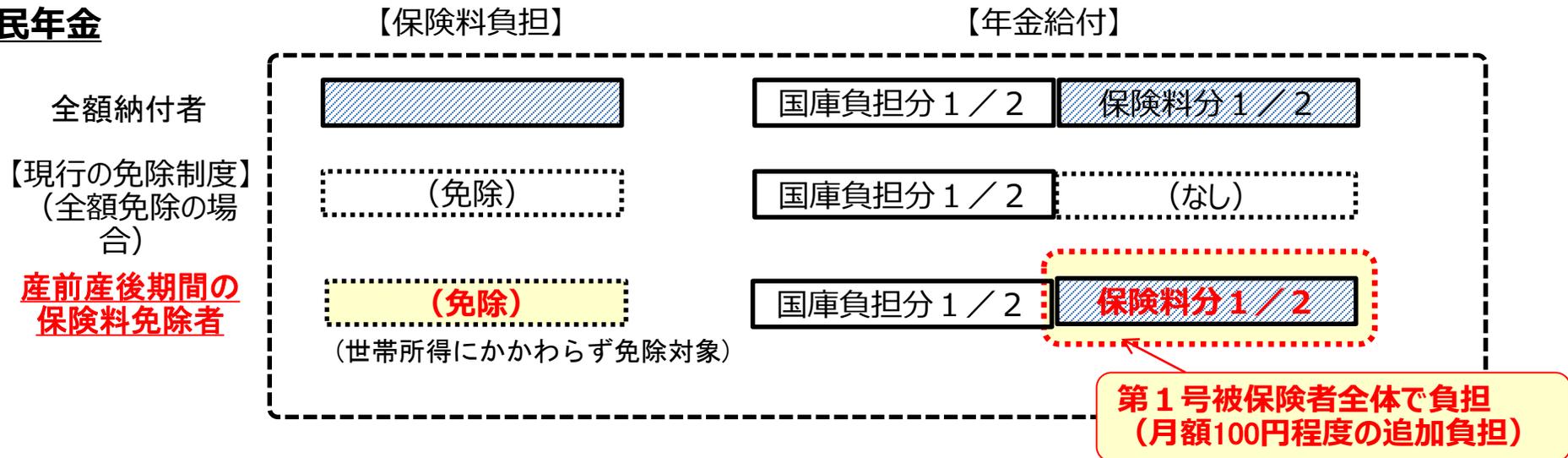
### **3. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の 保険料の免除について**

# 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

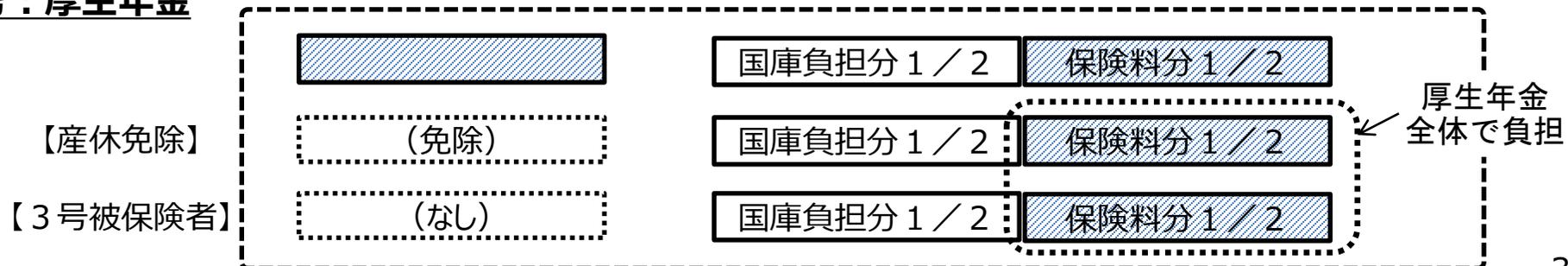
- 次世代育成支援のため、**国民年金第1号被保険者の産前産後期間**（出産予定日の前月から4か月間）の**保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障**する。（対象者：年間20万人程度の見込み）【平成31年4月施行】
- この財源として、**国民年金保険料を月額100円程度引き上げ**、国民年金の被保険者全体で対応する。

【国年法第87条第3項、第88条の2関係】

## 国民年金



## 参考：厚生年金

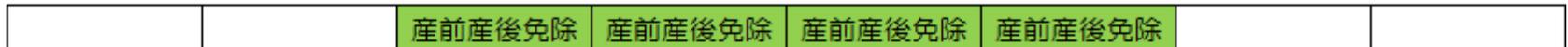


# 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除

## ○ 産前産後期間

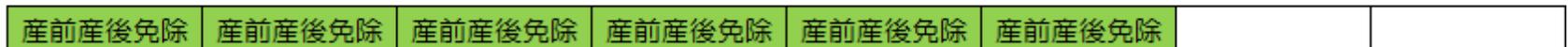
- ・出産の予定日（保険料免除に関する届出の提出前に出産した場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠（双子等）の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間。
- ・出産の範囲は、妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む）とする。

【単胎の場合】



△  
出産予定日（出産後に届出があった場合は「出産の日」）

【多胎の場合】

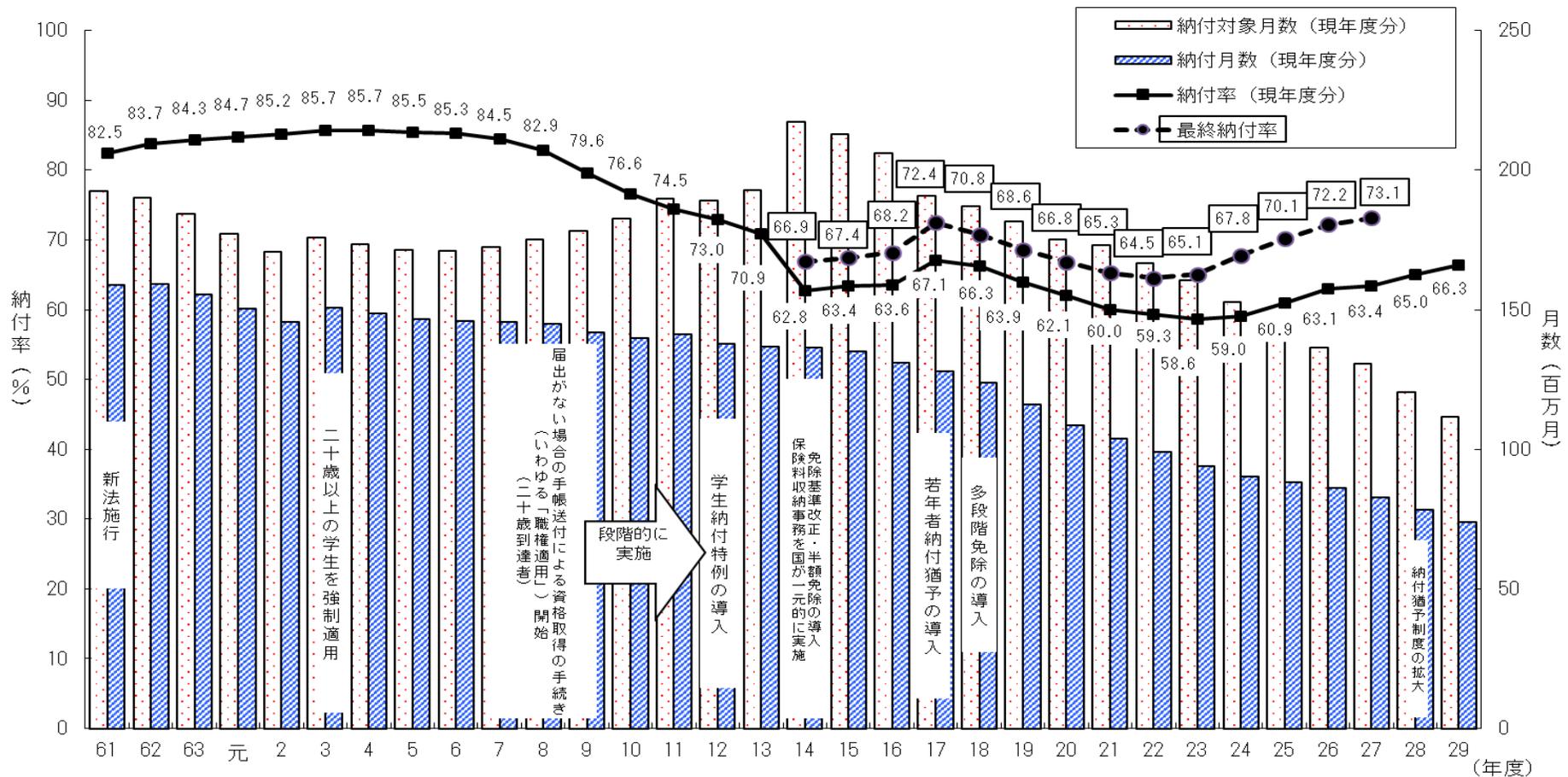


△  
出産予定日（出産後に届出があった場合は「出産の日」）

## **4. 国民年金保険料の収納対策等について**

# 国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、この数年上昇。
- 平成30年度においては、現年度納付率について、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保することを目標としている。
- 平成31年度は、引き続き控除後所得300万円以上かつ未納月数7月以上の未納者を対象に実施。
- 各市町村におかれても、口座振替等の申出受理や申請免除該当者への案内状送付など、納付率の向上に向けた取組へのご協力をいただきたい。



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

# 国民年金被保険者に係る平成23年度※と平成29年度の比較

※国民年金保険料の現年度納付率が過去最低となった年度

- 納付督促等の取組を強化した結果、未納者数は大幅に減少している。（約51%減）
- 全額免除者数は、ほぼ横ばいとなっている。
- 第1号被保険者に占める全額免除者の割合は増加しているが、これは、雇用の拡大、厚生年金の未加入対策・短時間労働者への適用拡大等により、第1号被保険者から第2号被保険者にシフトしていることが主な原因。
- 第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計は、ほぼ横ばいとなっており、それに占める全額免除者数の割合も、ほぼ横ばいとなっている。

|                 | 平成23年度  | 平成29年度  | H23年度→H29年度 |        |
|-----------------|---------|---------|-------------|--------|
| 第1号被保険者         | 1,872万人 | 1,486万人 | △386万人      | △20.6% |
| 未納者             | 320万人   | 157万人   | △163万人      | △50.9% |
| 全額免除者           | 568万人   | 574万人   | +6万人        | +1.1%  |
| (第1号に占める割合)     | (30.3%) | (38.6%) |             |        |
| (第1号+第2号に占める割合) | (10.7%) | (10.6%) |             |        |
| 納付者             | 984万人   | 774万人   | △210万人      | △21.3% |
| 第2号被保険者         | 3,451万人 | 3,911万人 | +460万人      | +13.3% |
| 合計              | 5,323万人 | 5,397万人 | +74万人       | +1.4%  |

- 1) 各年度末現在。
- 2) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含んでいない。
- 3) 未納者とは、24か月の保険料が未納となっている者。
- 4) 全額免除者とは、法定免除、申請全額免除、学生納付特例、納付猶予となっている者。
- 5) 納付者数は、第1号被保険者数から未納者数、全額免除者数を単純に差し引いて算出したもの。
- 6) 第2号被保険者には、公務員等（共済組合）を含んでいない。

## **5. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について**

# マイナンバー制度における情報連携について

## ○ マイナンバー制度における情報連携とは

「マイナンバー法」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等の中で個人情報のやり取りを行うこと。平成29年11月13日以降本格運用が開始され、各種の手続を行う際、申請書類へマイナンバーを記入いただくことで、添付書類（住民票の写し、課税証明書等）の省略が可能となった（下図参照）。

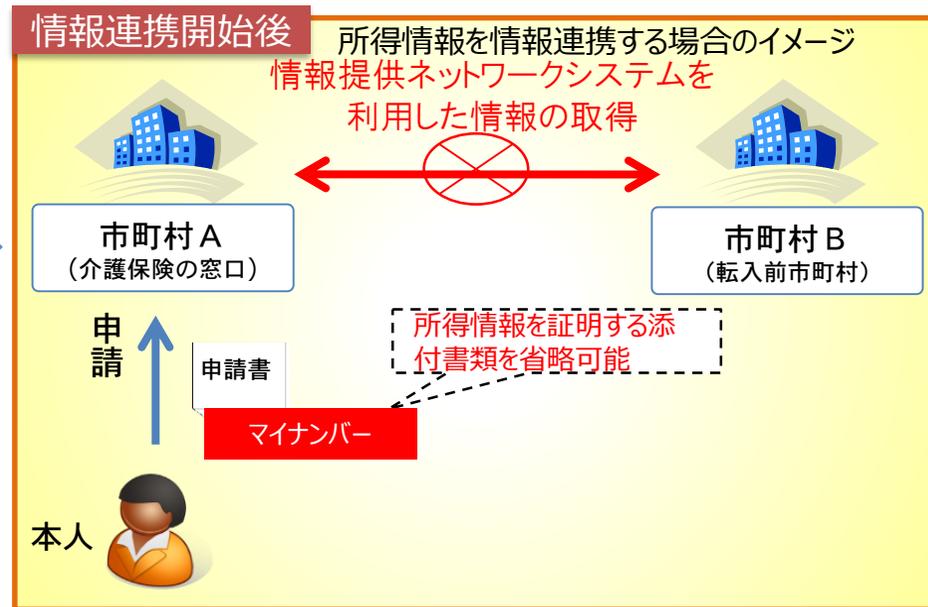
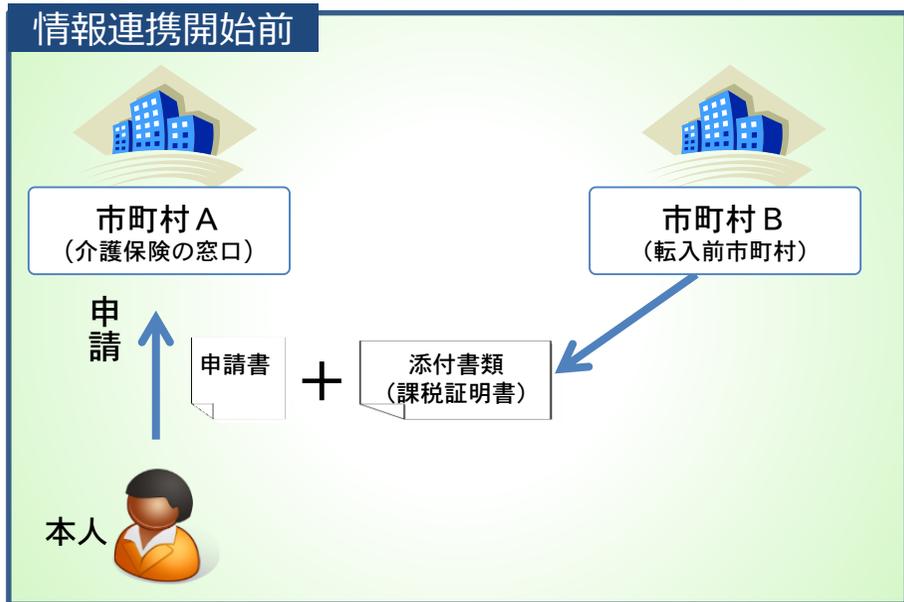
## ○ データ標準レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要

情報連携を行うデータ項目等を定めたデータ標準レイアウトは、制度改正等に伴い改版を行うため、情報連携を行う機関において原則年に1回、レイアウト改版に伴うシステム改修等が必要。平成30年度の改版により、厚生労働省関係事務手続については250の事務手続で新たに情報連携の本格運用が可能となった。

## ○ 平成31年度から年金関係情報連携を開始予定（現時点の想定）

年金関係の情報連携については、情報連携を開始するに当たって対処すべき課題が判明したため、情報連携の開始を延期し、各課題への対処を進めてきた。平成31年4月以降順次情報連携を開始するスケジュールを想定しており、機関間試験等の準備を進めている（具体的な開始日時、対象手続等は追ってお知らせする予定）。

【情報連携のイメージ 例：介護保険料の減免の申請】



# 年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュール等について

## 1. 年金関係情報連携の今後のスケジュール（現時点の想定）

- ・日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会  
… 平成31年4月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定
- ・地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会  
… 平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

## 2. 年金情報を用いた事務運用に係る課題への対応

- 年金情報を用いた地方公共団体の事務処理について制度の複雑さ等に起因する運用上の懸念があるため、日本年金機構等との機関間試験の機会を利用して、一部の地方公共団体に協力いただきながら、円滑な事務処理が可能であるかの検証を実施（6月と10月の2回）。
- 検証にあたっては、情報照会事務ごとにまとめた年金情報の照会に関する検証用マニュアル（情報照会の方法や、照会結果の処理方法を記載したもの）や年金受給額等を計算するための簡易計算ツールを作成しており、検証を踏まえて改善点を把握。
- 2月に行う予定である3回目の検証を実施した上で、実際の情報照会事務に用いるマニュアル（初版）を作成し、3月下旬に配布予定。
- 4月以降、情報提供ネットワークシステム本番環境にて情報連携試験を行う仕組みを利用する等によって地方公共団体の職員に事務習熟を図っていただくとともに、厚生労働省においては、6月以降の一定期間後に順次移行予定の本格運用開始に向け、情報連携試験を通じて発生した意見等を反映することでマニュアルの精緻化を図る。

<スケジュール（案）>



## 年金関係の情報連携を行う主な事務手続

### ①日本年金機構等から地方公共団体等へ情報照会を行う主な事務手続等

| 事務手続   | 情報連携で取得する情報                | 省略可能となる書類                      |
|--|----------------------------|--------------------------------|
| 国民年金保険料の免除・納付猶予の申請                             | 住民票情報・所得情報・雇用保険情報          | 所得証明書<br>離職証明書等                |
| 国民年金保険料の学生納付特例の申請                              | 所得情報・雇用保険情報                | 所得証明書<br>離職証明書等                |
| 各種年金の裁定請求                                      | 住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等 | 住民票の写し<br>所得証明書<br>雇用保険被保険者証 等 |
| 年金受給者の各種届出の審査（年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届など） | 住民票情報・所得情報・雇用保険情報・労災保険情報 等 | 住民票の写し<br>所得証明書 等              |
| 障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認                   | 所得情報                       | 所得状況届                          |

## 年金関係の情報連携を行う主な事務手続

### ②地方公共団体等から日本年金機構等へ情報照会を行う主な事務手続等

| 事務手続                                      | 申請先                  | 省略可能となる年金関係の書類        |
|---|----------------------|-----------------------|
| 児童手当の申請<br>(児童手当法)                        | 市町村                  | 年金加入証明書               |
| 児童扶養手当の申請<br>(児童扶養手当法)                    | 市町村                  | 年金額改定通知書<br>年金証書 等    |
| 生活保護の申請<br>(生活保護法)                        | 保護の実施機関<br>(都道府県・市等) | 年金額改定通知書<br>年金振込通知書 等 |
| 障害者・児に対する医療費助成の申請<br>(障害者総合支援法)           | 市町村                  | 年金額改定通知書<br>年金振込通知書 等 |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付申請<br>(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) | 市町村                  | 年金証書 等                |
| 奨学金の申請<br>(独立行政法人日本学生支援機構法)               | 日本学生支援機構             | 年金額改定通知書<br>年金振込通知書 等 |

## **6. 年金受給者の居所登録について**

# 年金受給者の居所登録について

## 1. 経緯

- 介護保険施設の居住者など、社会保障各制度の利用者、被保険者又は受給者等（以下「利用者等」という。）の**住所又は居所等の把握が不十分であり、利用者等に正しく情報が伝達されていないケースが見受けられる**ことから、利用者等への必要な情報の伝達を徹底する必要がある。
- そのため、平成30年7月30日付けで、利用者等への必要な情報の伝達を徹底するにあたっての留意点をまとめた「社会保障各制度における利用者等への必要な情報の伝達の徹底について」という通知を各関係部局長連名で発出したところ。

### 必要な情報の伝達の徹底

利用者等の住所の把握

- ・住所の把握に係る関係機関等の情報連携
- ・住所変更に係る手続きの徹底及び簡素化
- ・住所の把握に必要な調査の実施

利用者等の居所等の把握

- ・居所等の登録に係る手続きの周知・徹底及び簡素化
- ・関係機関及び関係者との連携

利用者等へのきめ細やかな連絡

- ・制度改正に伴う広報
- ・利用者等に対する個別指導

# 年金受給者の居所登録について

## 2. 通知内容

「社会保障各制度における利用者等への必要な情報の伝達の徹底について」において、住民票上の住所以外に居住している方への対応として、次の事項を各都道府県を通じて、市区町村等に対して依頼した。

- 利用者等に必要な情報に関する資料の郵送等を行うに当たり、住所よりも住所以外の場所（以下「居所等」という）に連絡を行うことが適当な場合は、利用者等の居所等を把握し、当該居所等に連絡するよう努めること。
- 具体的な年金関係の対応としては、
  - ・**市区町村の国民年金事務所管部局に、居所登録届（仮称）用紙の設置**
  - ・**市区町村の他の社会保障各制度を所管する部局において、当該制度の居所登録に係る手続きの際に年金関係の届出は、国民年金に係る事務を所管する部局に備え付けている旨の案内を行うように努めること**

## 3. 今後の具体的な流れ

- 居所登録届（仮称）の用紙及び案内用のチラシについては、現在、日本年金機構において各共済組合と調整を行っている。年度内のできるだけ早い時期に、日本年金機構から各市区町村へ送付する予定。
- **各市区町村においては、居所登録届（仮称）の用紙及び案内用のチラシを窓口に備え付ける、年金受給者へ配布するといった協力をお願いしたい。**
- なお、居所登録届（仮称）は年金受給者から日本年金機構に提出いただく書類であり、各市区町村に提出いただく書類ではない。

# 年金受給者の居所登録について

(チラシの現時点の案)

## 住民票上の住所にお住まいですか？

介護施設への入所等で、住民票上の住所以外の場所に居住する場合、日本年金機構に居所登録を行うことで、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取れます。

### ⚠ 居所登録をしていない場合・・・

年金に関する大切なお知らせが、お手元に届かなくなるおそれがあります。  
場合によっては、年金の支給が一時的に保留されることもあります。

### お手続きの対象となる方

#### (対象者)

- 介護施設や医療機関に入所・入院される方
- ご親族の家に一時的に居住される方

#### (届出時期)

- できるだけ速やかに手続きください。

#### (届出先)

- お近くの年金事務所



居所登録に関するお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』またはお近くの年金事務所へ



0570-05-1165

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 \*月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 \*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

- 050から始まる電話でおかけになる場合には、03-6700-1165 にお電話下さい。
- お問い合わせの際には、年金手帳など、基礎年金番号が分かるものをご用意下さい。

# 7. 国民年金等事務取扱交付金について

# 国民年金等事務取扱交付金について

## 1. 国民年金等事務取扱交付金について(参考1、2、3、4)

### (1) 予算措置について

国民年金等事務取扱交付金については、平成25年度、市町村の実態に即した費用等を把握することを目的として、総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同で実態調査を実施し、その調査結果を26年度予算から反映し、積算している。

### (2) 平成31年度予算案について

- ・法定受託事務については、人事院勧告を加味している。
- ・協力連携事務については、事業実績を考慮するとともに、産前産後免除の電子媒体化や様式の統一化を実施するための追加のシステム改修経費に必要な経費を計上している。
- ・上記の他、市町村における国民年金事務の実態を把握するための総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同での実態調査経費を計上している。

### (3) その他

会計検査院より、一部の協力連携事務の件数について適切に計上されていない事例が見受けられることを指摘されたことから、市町村に対し、協力連携事務の範囲の明確化や件数把握の方法について通知を行っている。

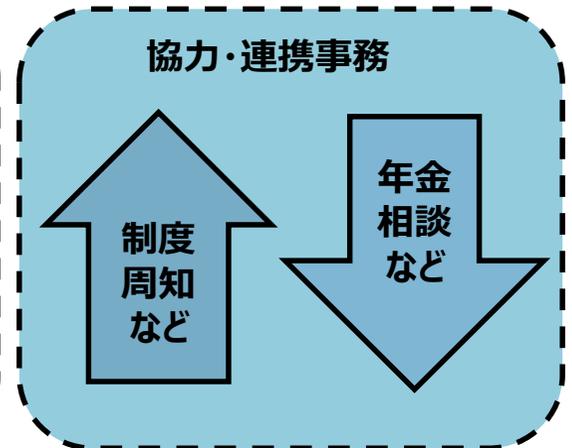
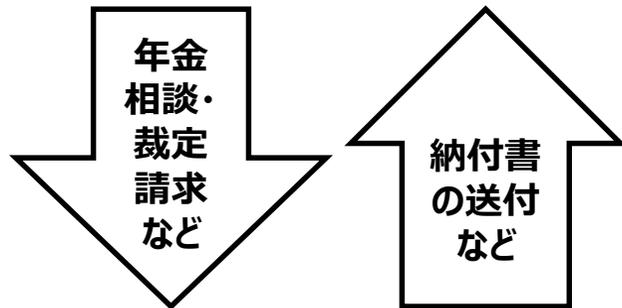
(単位:億円)

| 区 分    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度(案) |
|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 法定受託事務 | 231    | 220    | 215    | 205       |
| 協力連携事務 | 62     | 78     | 70     | 69        |
| 合 計    | 293    | 298    | 285    | 275       |

(四捨五入により、法定受託事務と協力連携事務の合計に相違あり)

# (参考1) 国民年金事務に関する年金事務所等と市町村との関わり

被保険者等



厚生労働省 (年金局・地方厚生 (支) 局)

## (参考 2) 国民年金等事務取扱交付金 (概要)

### (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、国が交付することとされている。

**基礎年金等事務取扱費**  
**福祉年金事務取扱費**  
**特別障害給付金事務取扱費**

◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）  
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定。

### (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

**協力・連携に要する交付金**

## (参考3) 法定受託事務の主な内容

| 事務の内容   | 根拠条文                                |
|---|-------------------------------------|
| 1. 被保険者（第2・3号被保険者を除く。）の資格の取得・喪失，種別の変更，氏名・住所の変更等に関する届出を受理し，その届出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。 | 【国法12①・105，国令1の2】                   |
| 2. 任意加入（高齢任意加入を含む。以下同じ。）及び資格喪失の申出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。                       | 【国法附則5，改正法附則（平6）11④⑤・（平16）23，国令1の2】 |
| 3. 年金手帳の再交付申請書を受理し，厚生労働大臣（※2）に報告すること。   | 【国令1の2】                             |
| 4. 保険料の全額，3/4，1/2，1/4の免除，学生納付特例，若年者納付猶予の申請を受理し，申請に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。              | 【国法90・90の2・90の3・改正法附則（平16）19，国令1の2】 |
| 5. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し，申出に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。                            | 【国法87の2，国令1の2】                      |
| 6. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し，申請等に係る事実を審査（※1）するとともに，厚生労働大臣（※2）に報告すること。 | 【国法16，国令1の2】                        |
| 7. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く基礎年金等の受給権者の死亡に関する届出書を受理し，届出に係る事実を審査（※1）すること。                   | 【国法105，国令1の2】                       |

※1 市町村が行う事実の審査とは，市町村の保有する公簿（戸籍，住民票，市町村民税課税台帳等）により，住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 国民年金法の規定に基づき，厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

# (参考4) 市町村との協力・連携事務の主な内容

## 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成29年度）

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| 1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進     |             |
| (1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）        | (1, 728市町村) |
| (2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理 | (1, 570市町村) |
| 2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載             | (1, 613市町村) |
| 3 市町村において行われる相談業務                  | (1, 720市町村) |
| 4 各種情報提供                           |             |
| (1) 所得情報の提供（紙）                     | (208市町村)    |
| (2) 所得情報の提供（磁気媒体）                  | (1, 645市町村) |
| (3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）       | (1, 016市町村) |
| (4) 電話番号の情報提供                      | (1, 385市町村) |
| (5) その他の情報提供                       | (1, 451市町村) |
| (6) 法定受託事務以外の申請書等回付                | (1, 254市町村) |
| (7) 情報提供に必要なシステム開発                 | (4市町村)      |
| 5 障害者手帳交付者への障害年金周知                 | (853市町村)    |
| 6 その他地域の実情を踏まえた協力                  |             |
| (1) 申請免除該当者への案内状送付                 | (106市町村)    |
| (2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談            | (156市町村)    |
| (3) ねんきんネットの情報の提供                  | (150市町村)    |

年金局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

| 施策事項（資料ページ）                                   | 所管課室           | 担当係     | 担当者      | 内線   |
|---|----------------|---------|----------|------|
| I 制度部門（P2～P22）                                |                |         |          |      |
| 1. 公的年金制度について（P3～P13）                         | 総務課            | 企画係     | 山口       | 3316 |
| 2. 社会保障協定について（P14～P15）                        | 国際年金課          | 国際年金調整係 | 坪井・小野・永木 | 3632 |
| 3. 私的年金制度について（P16～22）                         | 総務課            | 企画係     | 山口       | 3316 |
| II 事業部門（P24～P54）                              |                |         |          |      |
| 1. 年金生活者支援給付金について<br>（P24～P31）                | 事業管理課          | 企画係     | 城戸       | 3592 |
| 2. 20歳前障害基礎年金の事務の変更について<br>（P32～P33）          | 事業管理課<br>給付事業室 | 障害給付係   | 岡部       | 3593 |
| 3. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料<br>の免除について（P34～P36） | 事業管理課          | 国年管理係   | 菅原       | 3651 |
| 4. 国民年金保険料の収納対策等について<br>（P37～P39）             | 事業管理課          | 国年収納係   | 浅見       | 3661 |
| 5. 公的年金分野でのマイナンバー利用等について<br>（P40～P44）         | 事業企画課          | 企画係     | 原田       | 3579 |
| 6. 年金受給者の居所登録について<br>（P45～P48）                | 事業管理課<br>給付事業室 | 年金給付係   | 浅岡       | 3655 |
| 7. 国民年金等事務取扱交付金について<br>（P49～P54）              | 事業管理課          | 国年交付金係  | 浅見       | 3661 |